

スポーツ基本法の一部を改正する法律案概要

1. 趣旨

世界中のあらゆる人々がスポーツのために我が国に集う2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を好機と捉え、「スポーツ」の価値を世界の人々と分かち合い、「スポーツ」を通じた社会変革に向け世界各国と協調していくため、世界的に広く用いられている「スポーツ」の語を基本的に用いるべく、「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」と改める等の改正を行う。



2. 改正内容

(1)

「国民体育大会」を

「国民スポーツ大会」とする。

【第26条第1項及び第3項、第33条第1項】

(2)

「公益財団法人日本体育協会」を実態に合わせて

「公益財団法人日本スポーツ協会」とする。

【第26条第1項及び第3項】

(3)

「財団法人日本障害者スポーツ協会」を実態に合わせて

「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」とする。

【第26条第2項及び第3項、第27条第2項】

3. 施行期日

2の(1)について

平成35年1月1日

2の(2)及び(3)について

公布日施行